

月刊

東海財界

Monthly Report

熊野古道世界遺産登録20年
「国際シンポや近隣連携で全国アピール」



一見勝之
三重県知事



2005年愛知万博事務総長 中村利雄
大阪・関西万博は準備の正念場
愛知の成功から学ぶべき戦略とは



長久手市長 佐藤有美
変化の早いこの時代、スピード感をもって
自分のうったえてきた施策を実現していきたい



2024年新春の宴
経済4団体・名古屋証券取引所
愛知広告協会・日本公認会計士協会東海会

- 愛知県政余間
第1章 倉知俊彦の独白②
- 「ダイハツ」大規模不正
問われる不祥事への企業対応
- 世界3位の過密空港・羽田
衝突事故は経済優先も原因か
- 「医者にかかるハードルを下げる」
ゾックス 村上嘉一代表取締役CEO
- 物価偽装などの不正は明らかなのに…
裁判闘争の「広報活動の強化」が急務



衝撃 1.1能登半島地震ルポ
壊滅的な木造密集地域、途絶えるインフラ

2024
2月号
(毎月25日発行)

片岡憲明弁護士の 法律相談事務所



片岡 憲明（かたおか のりあき）1977年生まれ。2001年東京大学法学部卒業。同年司法試験合格。03年弁護士登録。寺澤総合法律事務所入所。07年片岡法律事務所入所。23年7月より同事務所代表弁護士。
<弁護士法人片岡法律事務所> 名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎052-231-1706

任期途中の取締役解任の正当性

【質問】 当社は、取締役が5名います。全員が親族であり、長期間役員に変動がないと見込まれたため、定款で取締役の任期を10年と定めていました。任期が長ければ、登記の申請回数を減らすことができ、経費節減となるためです。今般、任期4年目のある取締役が代表取締役と仲違いをして、株主総会で解任されました。元取締役は、弁護士を通じ「残り任期6年分の役員報酬に当たる金銭を支払え」と当社に要求してきました。どう対応したらよいのでしょうか。

【回答】 取締役を解任する場合、会社法上、正当な理由がないとき、解任された取締役は、会社に対して、損害賠償請求できるとされています（会社法339条2項）。

正当な理由とは、具体的には、病気で職務を続けられないこと、法令違反または不適正な職務執行をしたこと、経営能力が無いこと、などが挙げられます。他方、他の取締役や経営陣と折り合いが合わなくなったとか、株主の信頼を失ったなどでは、正当な理由にはなりません。正当な理由がない場合、原則として会社は、残り任期の役員報酬相当額を支払わないといけません。

このように、残り任期の役員報酬相当額を払わないといけない以上、取締役の任期は短い方

が安全だ、ということになります。よって、取締役の任期は、短めに設定するのが無難であり、通常任期である2年程度としておくのが望ましいのです。

では、ご質問のように10年の任期が設定されていた場合、残り任期（6年）分を必ず賠償しなければならないのでしょうか。

実は興味深い裁判例があります。その裁判例は、今回と同じく10年の取締役任期を定めていた会社で、株主総会で定款を変更し、任期を1年に短縮し、在任中の取締役を退任させたものでした。裁判所は、このような任期短縮によって取締役が退任するのは有効であるとし、しかも、損害額を退任日から2年間に限定しました（東京地裁平成27年6月29日判決）。今回のケースでいうと、6年分の報酬額ではなく、2年分の報酬額で済むかもしれない、というわけです。

取締役は、正当な理由がない解任に対し、損害賠償請求ができ、身分が保障されています。よって、会社としては、正当な理由を立証できるように、解任前にきちんと証拠を固めておくべきです。

また、長い任期が設定されている場合は、解任ではなく、任期を短縮して退任させるという方法によるのが適切な場合もあるでしょう。注意して頂きたいです。